

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和7年1月22日
和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター	〃
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護法に基づく事務において、受給者に保護費の返還義務が生じている状況を把握していたにもかかわらず返還事務を怠っていた事案が発生した。

また、保護廃止の手続において、決裁等の組織としての意思決定を経ることなく、システム上のみで手続を行っていた事案も発生した。

さらに、訪問記録の未作成や訪問計画実績表の紛失も併せて発生しているところである。

これらについては、既に遅延又は不備となっていた事務を補っているものの、今後、このようなことのないよう事務処理の手続の見直しや組織としてのチェック体制の構築を行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域づくり部

損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に

留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

簡易専用水道の定期検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

契約保証金において、受入れの所属を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局本建設部

(ア) 備品購入費の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(イ) 建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立新宮高等学校

産業廃棄物収集運搬及び処分業務の委託契約について、昨年度に引き続き業務完了前に履行確認を行っていたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立みくまの支援学校

(ア) 第一号児童生徒等送迎業務契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない金額のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費の支出において、早朝出発・夜間帰着を追加する旅行命令の変更を行ったにもかかわらず、増加分の旅費額を支出していない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、旅費を過支給している事例があったので、適正に処理されたい。